滑動崩落防止施設に関する相談がオンラインで可能になります

※相談内容に応じて来庁をご案内する場合があります

試験運用期間

令和８年１１月１６日（月）～令和９年１月３１日（日）

本運用開始

令和９年２月１日（月）から

- 来庁の回数や窓口での待ち時間を減らせます
- 来庁相談が必要な場合も事前に相談内容を担当者へ伝えられます
- 図面や資料を事前に提出できるため相談が円滑に進みます

ご相談までの流れ…

相談申込

・対象地、相談内容、「来庁相談（希望日時）」または「オンライン回答」の希望などをフォームに入力します
・図面や資料がある場合は、事前に添付し提出してください

受付内容確認

・相談内容を職員が確認し、オンラインで回答可能か判断します
・追加の資料提出をお願いする場合があります

オンライン回答または来庁ご案内

・相談内容に応じて、**「来庁相談」「オンライン回答」のいずれかをご案内いたします**※
・来庁相談となる場合は、原則としてフォームに入力いただいた希望日時での来庁をご案内いたします

※相談内容を確認のうえ、希望日の前日までに回答いたします

お申込みはこちらから（二次元コードからもアクセス可能です）

せんだいオンライン申請サービス
https://logoform.jp/form/3PrJ/1828734

担当課：都市整備局 建築宅地部 宅地保全課
TEL：022-214-8450　FAX：022-214-8598　Mail：tos009440@city.sendai.jp

詳しくは裏面へ

●申込み前にご確認ください●

対象となる相談内容

- 「仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例」（以下、条例）で取り扱っている「仙台市造成宅地滑動崩落緊急対策事業」（以下、事業）区域またはその隣接地での　建築行為について
- 事業で設置した擁壁に関すること
- ライフライン工事に関する照会
- 土地所有者変更に関すること（土地使用貸借契約の更新等）
- 条例に関する届出のご相談
- 図面や関係資料の交付に関するご相談

※ご相談内容によっては他の担当課をご案内する場合があります。

必要な情報・資料（例）

- 相談地の住所、地番
- 相談地の場所がわかる位置図（事業区域名が分かる場合は併せてお知らせください。）
- 想定している行為の計画図など
- 土地所有者からの委任状（または売買契約書、媒介契約書の写し）　【図面交付時】
- 土地所有者の本人確認書類【図面交付時】

※上記以外に追加資料の提出をお願いする場合があります。
※具体的な計画が定まってない場合でも相談可能です。

～ご注意ください～

- 相談申込時点では来庁日時は確定していません。申込内容を確認のうえ必要に応じ希望日での来庁をご案内いたします。
- 相談内容によってはオンライン回答で完結しない場合がありますので、ご了承ください。その場合は窓口へお越しいただきます。
- 予約枠の関係上、相談時間には限りがあります。予約時間には余裕をもってお越しください。

よくあるご質問

Q. 同じような相談内容でも、来庁相談とオンライン回答とで対応方法に違いが出るのはなぜか。
A. 本条例では行為の規模のほかに、施設との位置関係によって届出の要否が異なってきますので、詳細な検討が必要な場合に窓口での回答とさせていただいております。

Q. 来庁日時はいつ確定するのか。
A. 申込後に、職員が相談内容を確認したうえで、希望日の前日までに回答いたします。
（窓口をご案内する際は、原則希望日時となります）

Q. 急を要する相談で、予約枠の確保が難しい場合はどうしたらよいか。
A. 原則オンラインでの予約をお願いしておりますが、難しい場合は担当課までお問い合わせください。

Q. 申込内容を修正したいがどうしたらいいか。
A. 別途、修正用のリンクをお送りしますので、担当課までお問い合わせください。

その他、せんだいオンライン申請サービスのご利用方法については、下記HPをご参照ください。
（https://www.city.sendai.jp/naibukesystem/shinsesho/denshishinse.html）

施設の保全についての詳細はこちらをご確認ください

造成宅地滑動崩落防止施設の保全について（仙台市HP）
https://www.city.sendai.jp/takuchihozen/shise/daishinsai/fukko/takuchihigai/horakuboshi.html